

投資信託 Q&A

Q 投資信託の販売・運用・管理を担当する会社が破綻してしまった場合、購入した投資信託はどうなるのでしょうか？

A 投資信託をご購入いただいた資金は、お客さまからの「信託財産*」として分別し、管理・運用されています。もしも、販売・運用・管理を担当する会社が破綻してしまったとしても、信託財産の安全は確保されています（破綻会社の財産とは区別されているので制度的に守られますが、投資信託は株式など値動きする金融商品等で運用されるため、必ずしも元本が保証されるものではありません）。

Q 手数料や税金はかかりますか？

A 購入、解約などの手続きの際には、手数料・費用や税金が必要になります。

購入時	購入時手数料+手数料に対する消費税等相当額	収益分配時	所得税・地方税
保有期間中	運用管理費用（信託報酬）*+運用管理費用（信託報酬）に対する消費税等相当額その他費用（監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料など）	解約時、買取時	信託財産留保額* 所得税・地方税
		償還時	所得税・地方税

- 上記手数料・信託財産留保額*などは、ファンドによって異なり、不要の場合もあります。また、同一のファンドでも販売会社によって購入手数料が異なることがあります。
- 解約時、買取時に手数料がかかる場合もあります。
- 購入時手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年あたりの負担率は通減していきます。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税に対し復興特別所得税2.1%が課税されます。
- NISA*では、保有する株式投資信託等の収益分配金*（普通分配金）や譲渡益に係る所得税・地方税は無期限で非課税となります。

投資信託のお取引にあたりご注意いただきたい事項

[投資信託のリスクの概要]

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金*の規定にもとづく支払い対象ではありません。
- 投資信託は委託会社が運用しているもので、当行で運用しているものではありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは購入されたお客さまが負うことになるため、お取引によって生じた損益は、お客さまに帰属します。
- 投資信託は株式・債券・商品など（外貨建てを含みます）の価格の変動をとまなう金融商品に投資するため、各市場の変動により投資元本を割込むことがあります。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスクとして、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。

[投資信託の諸費用について]

- 投資信託は、次の手数料等が必要になります。
 - ①お申込み手数料（最大：3.3%（消費税等を含みます））
 - ②運用管理費用（信託報酬）*（最大：年率2.42%（消費税等を含みます））
 - ③信託財産留保額*（基準価額*の最大：0.5%）
 - ④その他の費用（信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用など）
- ※その他の費用の金額および全体の合計額は、保有期間に応じて異なりますので、あらかじめお示しすることができません。
個別ファンドの手数料（費用）等の詳細については、契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面）をご覧ください。



詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。

<https://www.chugin.co.jp>

支店 TEL

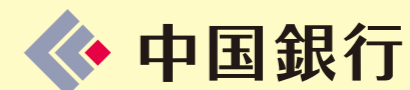
担当者

株式会社 中国銀行 登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号（加入協会）日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

ちゅうぎん

投資信託を ご存じですか？

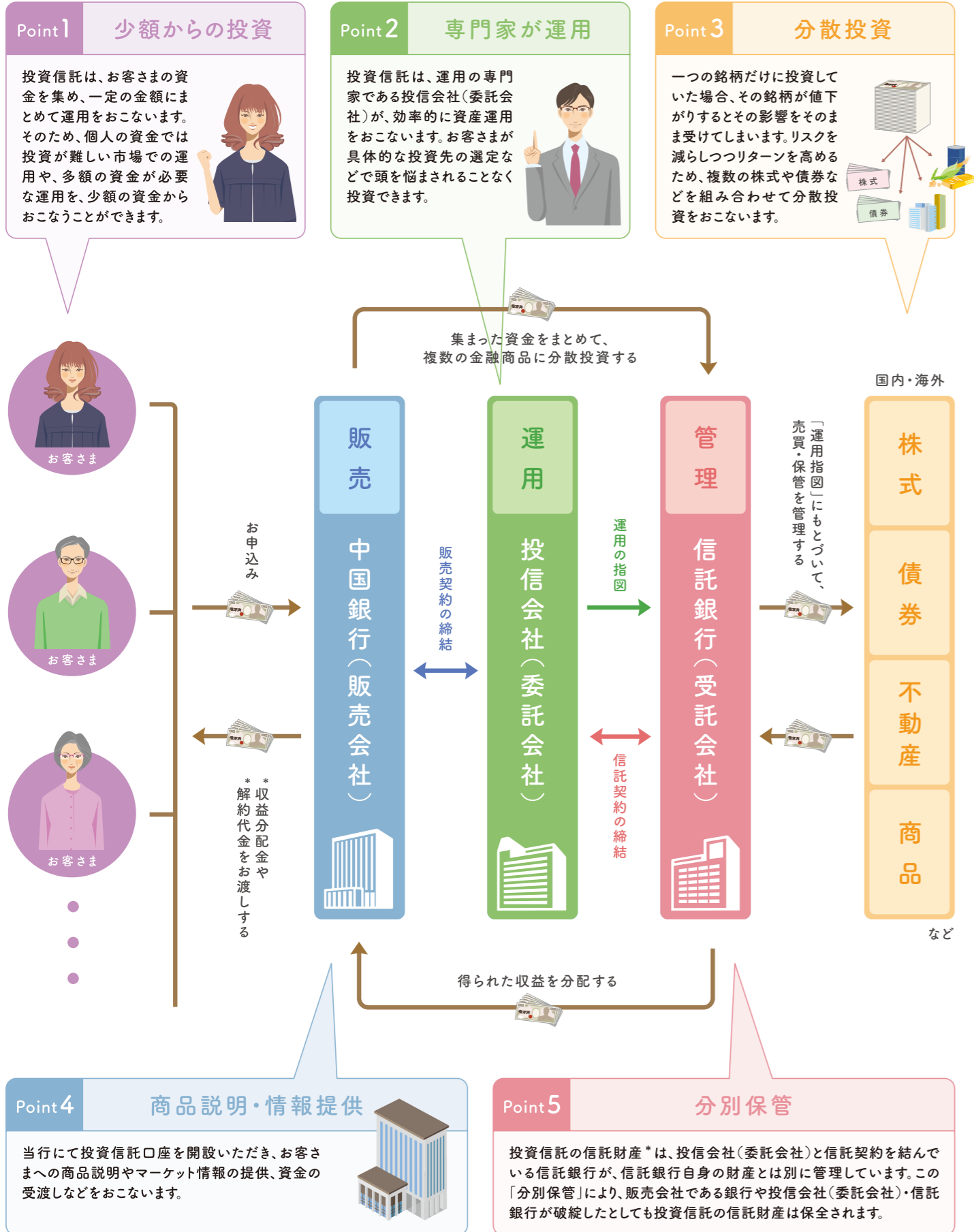
これからへ備えるために。



（営業・第1551号・2024.1.4現在）

投資信託の特徴と仕組み

投資信託は、運用の成果に応じて元本および分配金が変動する元本保証のない商品です。当行では必要な情報をご提供し、お客さまの投資判断のお手伝いをいたします。



*投資信託をご購入いただいたお客さま(受益者)の権利は、振替機関および口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより表章されます。

投資信託用語集

*のついている語句については、このページをご参照ください。

収益分配金

ファンドの決算ごとに収益分配方針に基づき支払われる金銭であり、株式における配当金に相当します。分配金を都度受取るタイプのファンドと分配金を再投資するタイプのファンドがあります。収益分配金は、個別元本(お客さまごとの課税上の元本)を上回る部分からの分配金が「普通分配金」、個別元本を下回る部分からの分配金が「元本払戻金(特別分配金)」「(元本の一部払い戻しに相当するため非課税)となります。

解約代金

解約を申し出た日(お申し出時間、ファンドによっては翌営業日)の一口あたりの解約価額(基準価額-信託財産留保額)に口数かけた金額です。また、お客さまの口座の種類やファンドによっては、その金額から税金・手数料等を差し引かれる場合があります。

投資者保護基金

証券会社の破綻等に際して、一般の顧客に対する支払いやその他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、証券取引の信頼性を維持する制度です。

リスク

投資信託に組み入れている(運用している)株式や債券などの価格変動によって、投資信託の基準価額が下がってしまう(元本割れしてしまう)可能性のことで。

リターン

(投資信託に組み入れている)株式や債券などの運用(利金・配当金や価格の上昇など)によって、投資信託から得られる収益のことで。

基準価額

ファンドの純資産総額を、その時の受益権総口数で割ったもの、いわゆる時価です(多くの場合、1万口当たりで表示されます)。基準価額は、運用状況の良否を判断する材料となるので、基準価額の動きを見ることも大切です。

信託財産留保額

中途解約の際に必要な、一種のペナルティ費用であり、信託財産に組み入れられます。ファンドによって必要なものもそうでないものがあります。

信託財産

お客さまからお預かりし、投資信託会社が運用を行っている資産のことで。

運用管理費用(信託報酬)

投資信託の運用・管理にかかる費用のことで。投資信託を保有している間、信託財産から差し引かれ、投資信託会社、信託銀行、販売会社へ支払われます。

NISA

NISAは、株式投資信託等の新規購入分を対象に、その収益分配金(普通分配金)や譲渡益を無期限で非課税とする制度です。2024年から始まる新しいNISAでは、口座開設期間が恒久化され、非課税期間も無期限になります。また、年間投資枠は「つみたて投資枠」が年間120万円、「成長投資枠」が年間240万円と、従来制度に比べて大幅に拡充されます。二つの枠の併用が可能で、生涯に利用できる非課税保有限度額は1,800万円(成長投資枠はそのうち1,200万円)になります。



リスク&リターン

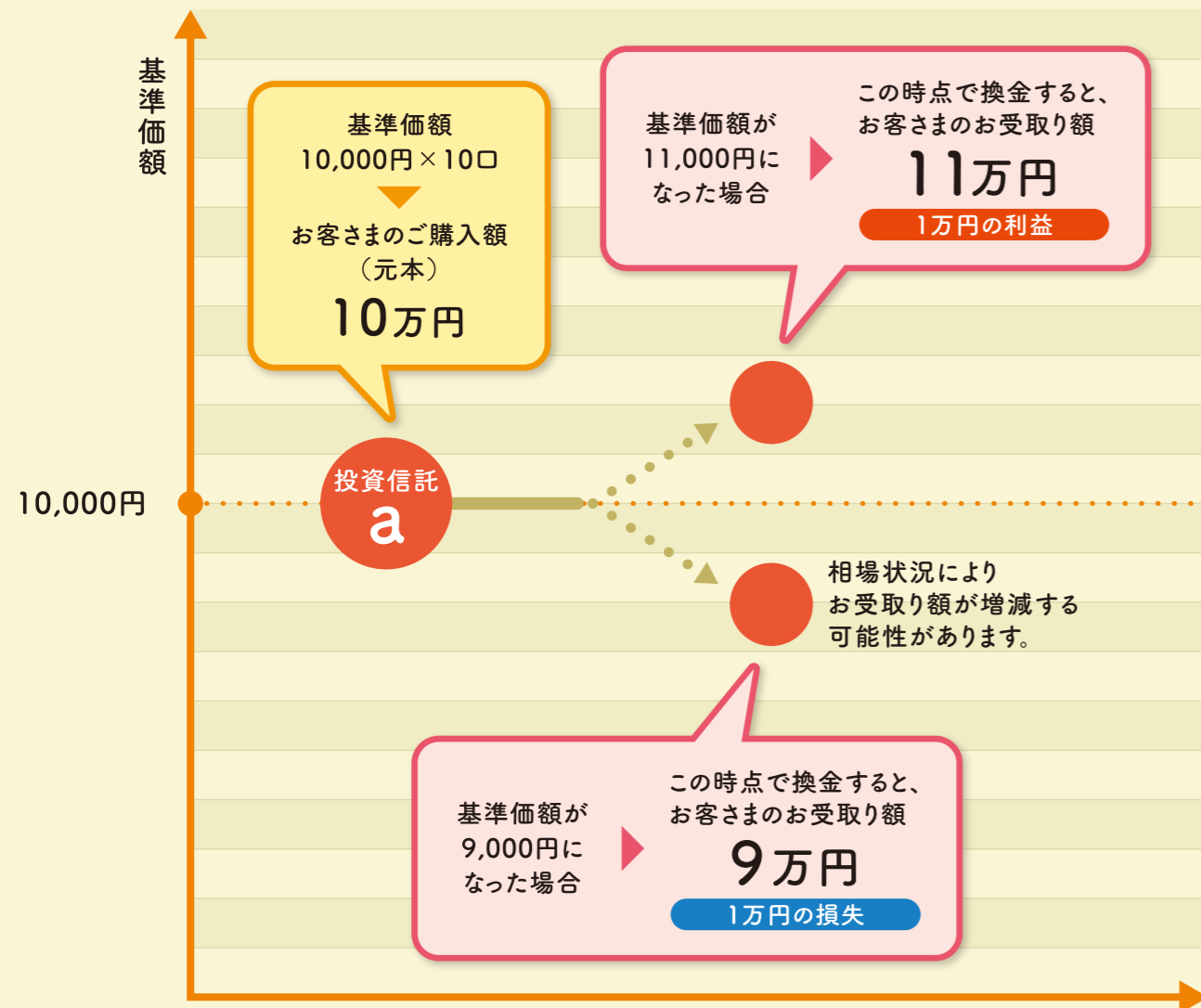


高い「収益」=リターン*が
得られる場合もありますが、
元本の保証はなく、
「元本割れの可能性」=リスク*もあります。

投資信託をご購入いただいた資金は、株式や債券などで運用されます。
このため、株価や為替などの相場変動により、解約（換金）・償還時に
戻ってくる金額が変動します。

投資信託の値動きと、お客さまのお受取り額の増減の例

基準価額*（1口当たりの単価）が1万円の投資信託を10口（10万円分）購入した場合。



◎手数料・税金等は考慮していません。

投資信託の基準価額が
変動するのは、こんなとき



株式を組み入れている投資信託の場合

株価が
変動したとき

投資信託に組み入れている銘柄の株価が変動すると、ファンドの資産価値が変わります。株式市場全体が値下がり傾向にある場合、資産価値が減少する可能性は一般的に高くなります。
また、組み入れている株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を下回ることがあります。

例

ある時点で投資信託に、株価1,000円の株式aが1万株（=1,000万円分）組み入れられているとします。aの株価が800円に下がると、保有している株式aの価値は800万円となり、ファンドの資産価値は200万円減少することになります。

◎他に組み入れている株式やその他の資産の価格が変わらなかったものとして計算。

為替相場が
変動したとき

海外の株式や債券を組み入れている 投資信託の場合

為替相場が変動すると、円に換算した場合の金額が変化します。ファンドの資産価値も、増えたり減ったりすることになります。

例

ある投資信託に、10万ドル分の米国の株式が組み入れられているとします。1ドル=120円の場合は、円に換算すると1,200万円の価値ですが、1ドル=110円になった場合、その株式の価値は1,100万円となり、資産価値は100万円減少することになります。

◎米国内でのその株式の株価が変わらなかったものとして計算。

債券の
価格が変動
したとき

債券を組み入れている投資信託の場合

債券は、株式よりも値動きは緩やかですが、金利水準の変動等によって債券の価格の値下がりや、それらの債券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。



・上記は一般的な場合の例であり、ファンドによっては、あてはまらないものもあります。
・ファンドによっては、上記以外の要因によっても基準価額が変動し、投資元本を下回ることがあります。

投資信託は、元本保証のない実績型の商品です。

当行では必要な情報をご提供し、お客さまの投資判断のお手伝いをいたします。

元本保証のない価格変動商品だからこそ、リスク*・リターン*の目安をはじめ、お客さまに必要な情報をきちんとご提供することが何よりも大切だと、当行は考えます。



<p>口座開設時</p>	<p>ご購入いただく前に、まず「投資信託口座」を開設していただきます。口座が開設されたことを「口座開設のご案内」によりご報告いたします。</p>	<p>お客さまにお決めいただくこと</p>	<p>■どの投資信託を購入するか。</p> 	<p>銀行からの情報提供（郵送または電子交付させていただく書類）</p>	<p>■「口座開設のご案内」 ■「指定預金口座」ご確認のお願い</p>
<p>ご購入の前・ご購入時に…</p>	<p>お客さまの目的に合わせた商品のご相談を承り、その商品の運用資産の構成や運用に対するリスク・リターンの目安などについて、きめ細かくご説明いたします。</p>	<p>■お持ちの投資信託を保有し続けるか、解約するか。 ■他の投資信託に乗り換えるか。</p> 	<p>■窓口でのご説明 投資信託取扱い店舗で、ファンドに関するご質問や、詳しい内容などについて、ご説明いたします。</p> <p>例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資信託とはどのようなものか ●運用目的にあった商品のご紹介 ●リスク・リターンの目安 ●現在の基準価額 ●過去の運用の状況 <p>■取引報告書 投資信託ご購入後、注文が成立したことを報告する書類をご送付いたします。</p> <p>■「定期・定額購入契約のご案内」 定期・定額購入サービスのお申込みをいただいた場合、ご契約が成立したことをご報告する書類をご送付いたします。</p>		
<p>運用期間中は…</p>	<p>お客さまがご購入された投資信託の基準価額*の状況や運用資産・損益の状況について「取引残高報告書」・「ご投資状況のお知らせ」によりご報告いたします。</p>	<p>■「取引報告書」 決算期ごとに、お客さまがご購入された投資信託の期中の基準価額の推移や主な変動要因、今後の運用方針など重要な事項が記載された「取引報告書」を必ずご送付いたします。</p> <p>■「取引残高報告書」 お客さまに対して一定の頻度で、お取引の内容や残高等についてご報告いたします。 ◎2014年12月より、「トータルリターン通知制度」が導入され、お客さまが保有している投資信託について、実際に受け取った分配金を含めた運用損益を「ご投資状況のお知らせ」により、年1回以上通知することとされております。</p> <p>■「特定口座年間取引報告書」 特定口座を開設されているお客さまで、年間を通じてお取引があった場合、郵送いたします。</p> <p>■上場株式配当等の支払通知書 一般口座または特定口座（源泉徴収あり配当受入なし）、特定口座（源泉徴収なし）を開設されている個人のお客さまで、年間を通じてお取引があった場合、送付します。</p>	<p>■窓口でのご照会 お客さまがご購入された投資信託の現時点での基準価額、最近の値動きなどについてのお問い合わせにお答えいたします。</p> <p>その他の情報 入手方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞掲載の「基準価額表」 ・投資信託協会のホームページ ・投資信託会社のホームページ <p>新聞に掲載されている「基準価額表」をご覧になれば、お客さまがご購入された（購入しようと思っている）投資信託が、現在いくらになっているのかわることができます。また、投資信託協会のホームページ、投資信託会社のホームページでもご覧いただけます。</p> <p>◎商品によっては、ご覧いただけないものもあります。</p>		
<p>解約・償還（満期）時に…</p>	<p>解約のご注文が成立したことを「取引報告書」によりご報告いたします。これまでの基準価額の状況や運用資産・損益の状況について「償還運用報告書」によりご報告いたします。</p>	<p>■「取引報告書」（解約時） ■「特定口座譲渡損益額のお知らせ」 特定口座を開設されているお客さまが解約のご注文をされた場合にご送付いたします。</p> <p>■「償還運用報告書」（償還時）</p>			